

さくら UTOPIA for AWS サービス利用規約

－ 第 2. 0 版 －

株式会社さくらケーシーエス

さくら UTOPIA for AWS サービス利用規約

第1条（定義）

さくら UTOPIA for AWS サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本利用規約に基づき株式会社さくらケーシーエス（以下「当社」といいます。）と契約者の間に締結されるさくら UTOPIA for AWS サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供に関する契約
契約者	本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
契約者等	契約者、契約者の従業員、契約者の業務委託先、契約者の代理人、契約者の顧客等エンドユーザー
利用申込者	本サービスの利用を申し込む者
利用開始日	当社所定の利用申込書に利用申込者が記載したサービス開始希望日に基づき当社が決定した日
さくら UTOPIA for AWS サービス仕様書	利用契約の一部を構成するものとして、当社が所定の方法により提示する基本サービスまたはオプションサービスの内容を記載した文書（以下「サービス仕様書」といいます。）
個別契約	本利用規約やサービス仕様書に定めのない事項が発生した場合に締結する契約。個別契約書、サービス仕様書、本利用規約に関して内容が整合しない場合の優先順位は、1位個別契約書、2位サービス仕様書、3位本利用規約とします。
AWS	Amazon Web Services, Inc. が提供するクラウドサービス Amazon Web Services
AWS 社	Amazon Web Services, Inc. と Amazon Web Services Japan Godo Kaisha (アマゾンウェブ サービス ジャパン合同会社) の総称
AWS 利用規約	AWS に関する利用規約、利用条件および仕様書等、その他一切の定め https://aws.amazon.com/jp/legal/
利用料金	利用契約に基づき、契約者が当社に対して支払う本サービスの対価として発生する費用
消費税	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

アマゾン ウェブ サービス、Amazon Web Services、AWSは、Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

第2条（本利用規約の適用）

当社は、本利用規約を定め、これに基づき契約者に対して本サービスを提供します。本サービスを利用するには、契約者がAWS社との間でAWSアカウントを保有している（AWS利用規約に同意している。）ことを必須とします。

第3条（本利用規約の適用範囲）

本利用規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。契約者は、本利用規約を確認し、同意したうえで利用を申し込むものとします。また、契約者は、本利用規約にのっとり本サービスを利用するものとします。本利用規約に定めのない事項については、個別契約が適用されるものとし、本利用規約の内容と個別契約の内容が整合しない場合は、個別契約の内容が優先して適用されるものとします。

第4条（本利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、変更後の新利用規約を本サービスの一般公開用ホームページ上に掲載することによって契約者に通知したものとし、変更後の新利用規約が適用されることに契約者が同意したものとみなします。なお、契約者は変更後の新利用規約の内容を知るために、本サービスの一般公開用ホームページを定期的に確認するものとします。

第5条（サービス内容）

1. オプションサービスを含む本サービスの内容は別途定めるサービス仕様書に記載されたとおりとします。
2. サービス仕様書に定めのない事項がある場合には、その範囲において本利用規約が適用され、本利用規約の内容とサービス仕様書に記載された内容が整合しない場合は、サービス仕様書の内容が優先して適用されるものとします。また、個別契約の内容とサービス仕様書の内容が整合しない場合は、個別契約の内容が優先

して適用されるものとします。

3. 当社は、本サービスを登記上の本店所在地が日本国内にある法人に対してのみ提供します。なお、当社は海外居住者の個人情報について取得も提供もしません。
4. 本サービスの一部はAWSを利用したものです。AWS利用規約を逸脱するサービスの提供や利用はできません。なお、AWS利用規約のうち、「サービスレベルアグリーメント」は適用されないものとします。
5. 当社は、AWSを含む本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、権利侵害などを含みますがこれらに限りません。）がないことを、明示的にも黙示的にも保証しません。

第6条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、本利用規約、サービス仕様書およびAWS利用規約の内容に同意のうえ、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本利用規約、サービス仕様書およびAWS利用規約の内容に同意しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の更新申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者および契約者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込書または更新申込書に対し、承諾しないことができます。
 - (1) 本サービスを含む当社のサービスの料金、費用、割増金または遅延損害金の支払を怠り、または怠るおそれがあると判断したとき
 - (2) 当社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
 - (3) 利用申込書または更新申込書に虚偽の記載があったとき
 - (4) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
 - (5) AWS社の承諾を得られないとき
 - (6) 第26条（反社会的勢力の排除）の反社会的勢力または、第26条第1項各号のいずれかに該当し、または第26条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明したとき
 - (7) 前各号に定めるほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が不相当と判断したとき
4. 当社は、利用申込書または更新申込書の承諾後であっても、契約者等が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。

第7条（アカウントの管理）

契約者には、AWS社との間で保有しているAWSアカウントについて各プログラム管理アカウントに関連して多要素認証を使用することを推奨します。

第8条（自己責任の原則）

1. 契約者等は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第9条（変更通知）

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書または更新申込書の契約者に関わる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の1か月前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第10条（サービス提供の一時的な中断および停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの一部または全部の提供を一時的に中断や停止することがあります。
 - (1) 当社の通信設備の保守または工事などやむを得ないとき
 - (2) AWS社の通信設備の保守または工事などやむを得ないとき
 - (3) 当社が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき
 - (4) AWS社が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき
 - (5) 電気通信事業者の都合により、当社が電気通信サービス等の提供を受けることができなくなったことに

- 起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (6)前号までの規定のほか、AWS利用規約またはAWS社の都合もしくは指示により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (7)契約者が利用料金の支払を完了しないとき
2. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を一時的に停止する場合、本サービスが停止される5営業日前を過ぎることなく、契約者に対しその理由および期間を、書面により通知するものとします。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない事情により5営業日前までの通知が不可能な場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断や停止したことにより契約者等（本サービスに関わる契約者の顧客を含みますが、これらに限りません。）が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第11条（契約者が行う契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の1か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より1か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払の利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、ただちにこれを支払うものとします。

第12条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
- (1)本利用規約に違反した場合
- (2)本サービスの運用を妨害した場合
- (3)本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合
- (4)利用申込書、更新申込書その他通知内容等に虚偽記入があった場合
- (5)支払を遅延した場合または支払を拒否した場合
- (6)支払停止または支払不能となった場合
- (7)手形または小切手が不渡りとなった場合
- (8)差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または、公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9)破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始その他これらに類似する破産
- (10)手続開始の申立てがあったとき、または、清算に入ったとき、信用状態に重大な不安が生じた場合
- (11)監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき、または、転廃業しようとした場合
- (12)利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (13)解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (14)本利用規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (15)契約者がAWSアカウントを保有しなくなった場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解除があった場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第13条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1)当社の都合による、本サービスの一部または全部を終了する場合において、廃止日の12か月前までに契約者に通知した場合。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- (2)AWS社の都合により、本サービスの一部または全部を提供できない場合において、廃止日の1か月前までに契約者に通知した場合。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- (3)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、第1項の規定に基づき本サービスを廃止等したことにより契約者等が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第14条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を他に譲渡、貸与し、または担保の目的に供し、または承継させてはならないものとします。

第15条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第23条（秘密情報の取扱い）および第24条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第16条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 当社が定める本サービスの利用料金、算定方法等は、当社から契約者宛に発行する書面のとおりとします。
2. 前項の利用料金とは別途に契約者と当社の間で金額を定める必要がある場合は、契約者と当社間にて別途必要書面を準備し、当該書面において利用料金を定めるものとします。
3. 本サービスの利用料金、算定方法等は、当社の判断で変更することがあることを契約者は了承するものとします。
4. 当社は、前項の変更により契約者との利用契約に反映される場合は、15日間の予告期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知するものとします。

第17条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した月から起算して利用契約の終了日までの期間について、本サービスの利用料金およびこれに係る消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第10条（サービス提供の一時的な中断および停止）第1項第7号の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 月額費用についてサービス利用開始日またはサービス利用終了日が月の途中である場合は、以下のように算出します。
 - (1) 月額固定の場合：当該月は1か月としてその月の月額の利用料金を算出するものとします。
 - (2) 従量に応じた場合：当該月の利用に応じた従量制料金を算出するものとします。
3. 利用期間において、第10条（サービス提供の一時的な中断および停止）に定める本サービスの提供の中断や停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれに係る消費税等の支払を要します。

第18条（利用料金の支払方法）

契約者は、本サービスの利用料金およびこれに係る消費税等を、次の各号に記載の支払条件に基づき、当社に支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 初期導入料金：本サービスの提供を開始した月の翌々月末までにこれに係る消費税額とともに、請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとします。
- (2) 月額利用料金：毎月の利用料金を翌々月末までにこれに係る消費税額とともに、請求書記載の方法により契約者は当社に支払うものとします。

第19条（支払遅延損害金）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を支払遅延損害金として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第20条（契約者のデータの扱い）

1. 契約者等が登録したデータ（以下「カスタマーコンテンツ」といいます。）の知的財産権は、AWS利用規約に特段の定めがある場合を除き、契約者等に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護するものとします。また、当社はこれら契約者等の知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
2. カスタマーコンテンツを改変または削除する権限は契約者等に帰属しているため、当社はカスタマーコンテンツを改変または削除することはしません。カスタマーコンテンツに関して第三者から当社に対し、改変または削除の請求等があった場合、契約者の責任と費用負担により当該請求等に対応するものとします。なお、当社は、当該請求等に関して当社が費用（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限りません。）を負担しまたは損害を被ったときは、契約者に対し、当該費用または損害に相当する金銭を請求できるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、利用契約の終了または解除後、契約者に対する通知なく、ただちにAWS社の有する電気通信機器に保存された全てのデータ（設定情報、バックアップ、カスタマーコンテンツを含みますが、これらに限りません。）を削除することができるものとし、当社は当該データを返還、保管または保護する義務を負いません。
4. 当社は、理由のいかんを問わず前項に基づき当社がデータを削除したことにより、契約者等（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービス利用者を含みますが、これらに限りません。）が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第21条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第22条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスに定める事項に関して、当社の故意または重大な過失によって、契約者に損害を与えた場合は、契約者に生じた通常かつ現実の直接損害に限り、利用料金の1か月分または当該損害が発生した前月に、契約者が当社に現実支払った本サービスの利用料金のいずれか低い方の金額を上限として賠償するものとします。
2. 契約者等は、法令の範囲内で本サービスを利用するものとします。当社は、契約者等が本サービスの利用に関連して日本および外国の法令に抵触した場合、当社に帰責事由がない限り一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、AWS社の都合に起因して契約者等が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第23条（秘密情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏えいしないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（本条において以下「資料等」といいます。）を複製または改変（併せて、本条において以下「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等を行う場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、秘密情報の提供を受けた当事者は、第15条（再委託）の定めによる再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、秘密情報の提供を受けた当事者は、再委託先に対して、本条に基づき自己が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。

第24条（個人情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。具体的には、契約者に関する情報であって、企業名、契約者氏名、従業員氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、その他属性情報、その他利用に関する情報、およびサービス利用履歴その他サービス利用等に関する情報をいいます。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏えいしないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第2項から第6項の規定を準用するものとしますが、第4項のなお書きは準用しないものとします。

第25条（禁止事項）

1. 契約者等は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

- (3) AWS利用規約を逸脱する行為
 - (4) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (7) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (8) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (9) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (12) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (13) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、ただちに当社に通知するものとします。
 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を第20条（契約者のデータの扱い）第1項および第2項にかかわらず、削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供もしくは伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（併せて、以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者および当社は、相手方が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、相手方との利用契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。
4. 契約者および当社は、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
5. 契約者および当社は、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとします。
6. 契約者および当社は、相手方が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、相手方との利用契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。
7. 第3項および第6項の規定により、利用契約を解除された当事者に損害が生じた場合、当該当事者は相手方

に何らの請求をしないものとします。また、相手方に損害が生じた場合は、当該当事者がその責任を負うものとします。

8. 契約者および当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、第3項および第6項の規定による契約解除がされない場合でも、当該損害について損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

第27条（免責）

1. 当社は、本利用規約またはサービス仕様書に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供の遅延や中断、サイバー攻撃等の第三者からの作用のほか、本サービスに関して契約者等または第三者が損害を被った場合であっても（逸失利益および第三者から契約者等に対してなされたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本利用規約またはサービス仕様書に別段の定めがある場合を除き、サーバーに保存、蓄積された情報の消失または毀損に関して何らの責任も負わないものとします。

第28条（通知）

本利用規約に特に定めるほか、本サービスに関する問合せ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、またはその他当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社が適当であると判断した手段にて行うものとします。

第29条（準拠法）

契約の成立、効力、履行および本利用規約の解釈に関する準拠法は日本法とします。

第30条（合意管轄）

契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（存続条項）

本条、第8条（自己責任の原則）第2項、第9条（変更通知）第2項、第10条（サービス提供の一時的な中断および停止）第3項、第13条（本サービスの廃止等）第2項、第20条（契約者のデータの扱い）第4項、第22条（損害賠償）、第23条（秘密情報の取扱い）、第27条（免責）、第29条（準拠法）、第30条（合意管轄）の規定は、終了事由のいかんを問わず利用契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第32条（協議）

本利用規約に定めのない事項については、当社と契約者が誠意をもって協議のうえ、信義に即して解決するものとします。